

## 1. 建設工事の請負契約に係る記載事項

### 1-1 作成書類等のながれ

#### (1) 競争入札通知を受け取ったら

工事内容に応じて、別紙2-(1)～(3)の様式を大野城市公式ホームページよりダウンロードし建設リサイクル法に基づき、見積を行ってください。

#### (2) 発注者への説明

落札された方は、別紙4及び工事内容に応じて別表1～3を速やかに作成し、発注者に対し契約までにその内容の説明を行ってください。その際には、概略工事工程表を添付して下さい。

ただし、対象工事の内、特定建設資材4品目を使用するのみの工事は、提出の必要はありません。

#### (3) 契約書への記載

工事請負契約書の表記の9に基づき、別紙1「建設リサイクル法13条及び省令(施行令)第4条に基づく書面」を契約書に綴ってください。なお、別紙1の記載事項については、発注者・受注者の双方が見積もりを行い、協議・合意した上で、受注者側の見積額(直接工事費)を記載します。

また、対象建設工事の内、特定建設資材4品目を使用する工事のみの工事は、別紙1-(1)の「分別解体等の方法」の表の上に「該当なし」と記載、「2. 解体工事に要する費用」及び「4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用」の記入欄には、「0円」と記入して下さい。

\* 本市では、契約金額・規模にかかわらず、全ての工事請負契約書に、別紙1「法13条及び省令第4条に基づく書面」の綴り込みをお願いしています。

### 1-2 契約変更の取扱い

(1) 当初契約から数量が変更となる場合は、当初契約時と同様の手続をして下さい。

(2) 当初契約では、対象工事ではなくて、工事の途中で対象工事となった場合(廃棄物の処理を行うことが発生した場合等)については、(1)と同様の手続をして下さい。

\* これによりがたい場合は、発注者の指示を受けてください。

## 2. 対象建設工事の通知(建設リサイクル法第11条)

(1) 計画の通知

対象建設工事の着手前に、通知書の提出を行います。資料として再生資源利用計画書（様式1）及び再生資源利用促進計画書（様式2）を提出してください。部数は2部とします。

**3. 完了報告書（建設リサイクル法第18条及び施行規則第5条）**

(1) 再資源化完了後の報告

再資源化等報告書（別紙6）を提出してください。なお、資料をして再生資源利用実施書（様式1）及び再生資源利用促進実施書（様式2）を提出して下さい。

別紙6の3；再生資源化等が完了した年月日は、マニフェストの処分完了日とします。